平成26年 2 月27日

平成26年第1回神奈川県議会定例会

# 総務政策常任委員会報告資料

政 策 局

## 目 次

	ページ
1	社会環境の変化に伴う課題について・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2	神奈川県土地利用基本計画 改定の基本方針(案)について・・・・・・・・・・・・・・5
3	神奈川県土地利用調整条例審査指針の改正について・・・・・・・・・・・8
4	京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区について・・・・・・・・・・・・・・・10
5	国から地方公共団体、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲について・・・・・・16
6	地方自治法の一部を改正する法律案について・・・・・・・・22
7	県西地域活性化プロジェクトについて・・・・・・・・・・・・・・・・・23
8	電子化全開宣言 行動計画 (案)について25
9	県内米軍基地を巡る状況について・・・・・・・・・・・・・・・・35

参考資料1 社会環境の変化に伴う課題について(案)

参考資料 2 電子化全開宣言 行動計画(案)

### 1 社会環境の変化に伴う課題について

### (1) 趣旨

「かながわグランドデザイン 実施計画」は、2014 (平成26)年度に最終年度を迎える。 政策のマネジメントサイクルにより、社会環境の変化を検証した上で計画に示した政策全般 について点検を行うこととなっていることから、神奈川県総合計画審議会計画推進評価部会 の中で、社会環境の変化に伴い今後の対応が望まれる課題を整理しているところである。

このたび、同部会から社会環境の変化に伴う課題の案が示されたので、その概要を報告する。

### (2) 主な社会環境の変化と課題

### ア 社会環境の変化

(ア) 少子化、高齢化と人口減少 2010(平成22)年国勢調査結果に基づく新たな将来人口の推計(別紙のとおり)

(イ) 国際化と情報化

市場経済の拡大やTPP交渉参加など世界経済との結びつきの強まり、訪日外国人旅行者の回復やオリンピックの東京開催決定、ビッグデータの活用など情報化の進展

(ウ) 産業構造の転換と働き方の多様化

就業者割合に見られる製造業の減少と医療・福祉産業の増加、非正規雇用者の増加や 在宅勤務など働き方のさらなる多様化、企業参入促進や経営基盤強化など農業競争力を 一層強化する動き

(I) エネルギー・環境問題の新たな動向

薄膜太陽電池や燃料電池など新たなエネルギー技術の開発・普及、ゲリラ豪雨など地球温暖化との関連が疑われる異常気象の顕在化

(オ) くらしの中の様々な状況

子ども、女性、高齢者が被害者となる身近な犯罪の多発やサイバー空間における犯罪等の脅威の高まり、超高齢社会の下での医療ニーズの多様化やコストの増大、いじめや体罰の増加など子どもを取り巻く状況の変化

### イ 対応が望まれる課題

(ア) エネルギー・環境

新技術を活用した分散型エネルギーシステムの構築、地球温暖化やヒートアイランドへの対策の強化

(イ) 安全・安心

大規模災害等への対応力のさらなる強化や身近な犯罪や高齢者の交通事故への取組み、 官民一体となった安全で安心なサイバー空間の構築

(ウ) 産業・労働

海外市場を見据えた県内企業の支援や東京オリンピック・パラリンピックを視野に入れた観光産業の振興、特区を中心とした最先端医療関連産業や健康・未病産業の創出

### (I) 健康・福祉

超高齢社会を見据えたヘルスケア・ニューフロンティアの取組み、ビッグデータを活用した健康づくり・個別化医療の実現、医療・介護の連携

(オ) 教育・子育て

魅力ある教育環境づくりやインクルーシブ教育の推進、いじめや体罰の対応、子育て 環境の充実

(加) 県民生活

年齢・性別に関係なく個人が個性や能力を発揮できる社会の実現、ネットワークサービスを生かした県民参加体制の整備、多文化共生社会の実現

(‡) 県土・まちづくり

地域の特性を生かした持続可能な県土の形成やインフラの老朽化を踏まえた社会資本 の戦略的な維持管理

### (3) 今後の取扱い

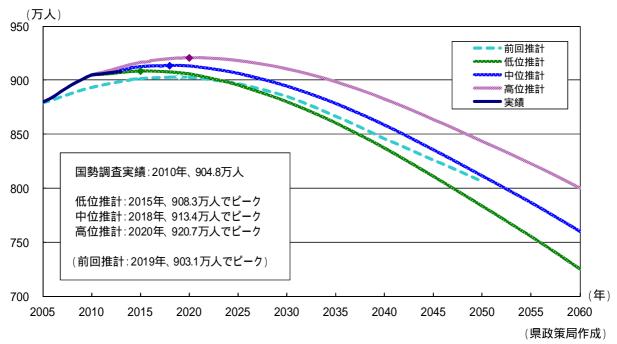
今年度中に、神奈川県総合計画審議会で審議し、計画推進評価部会報告として整理する。 それを踏まえ、政策のマネジメントサイクルにより、県として2014(平成26)年度に「かながわグランドデザイン」の政策全般の点検を実施する。

### 神奈川県の人口推計・世帯推計

### 1 神奈川の人口

2010(平成22)年の国勢調査を踏まえた新たな人口推計では、本県の総人口は、転入者数の減少などの理由により、前回の推計から1年前倒しとなる2018(平成30)年に913.4万人でピーク(中位推計)を迎え、その後減少していくことが見込まれています。

### 総人口の推計



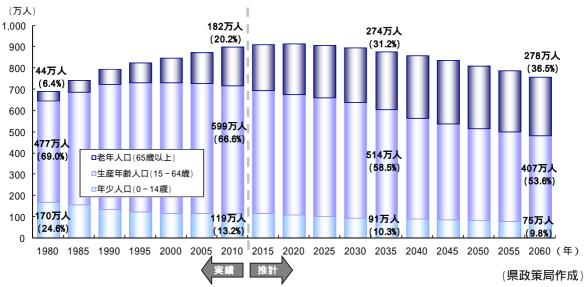
出生率は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年1月)の出生率をもとに、神奈川の出生率を設定。

将来の転入と転出によって生じる社会増減の程度に応じて、低位・中位・高位の3つのケースを設定して推計した。

### 2 高齢化の加速

本県の老年人口(65歳以上の人口)の割合は、2010(平成22)年には20.2%でしたが、2035(平成47)年には31.2%となり、2060(平成72)年には36.5%となることが見込まれています。

### 年齢3区分別の人口推計(中位推計)



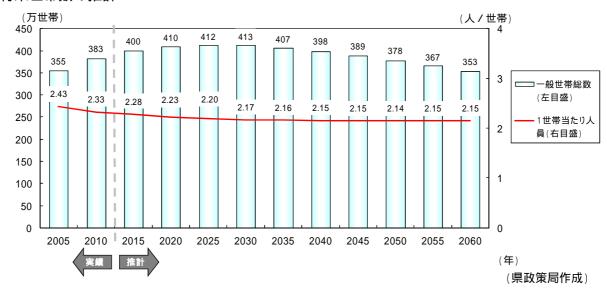
2010年までの実績値は国勢調査結果。

年齢3区分別の割合は、年齢不詳を除いて算出している。

### 3 世帯の変化

本県の世帯数は増加が続いており、2030(平成42)年頃にピークを迎えると予測されています。

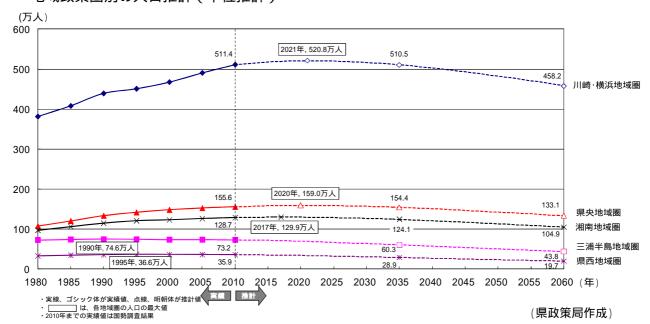
### 将来世帯数の推計



### 4 地域の動向

三浦半島地域圏と県西地域圏はすでに人口減少を迎えています。川崎・横浜地域圏、県央地域圏、湘南地域圏は今後しばらく、高齢者を中心に人口の増加が続くことが予測されています。

### 地域政策圏別の人口推計(中位推計)



#### <地域政策圏の内訳>

川崎・横浜地域圏 川崎、横浜の各市域

三浦半島地域圏 横須賀、鎌倉、逗子、三浦の各市域、葉山町域

県央地域圏 相模原、厚木、大和、海老名、座間、綾瀬の各市域、愛川、清川の各町村域

湘南地域圏 平塚、藤沢、茅ケ崎、秦野、伊勢原の各市域、寒川、大磯、二宮の各町域

県西地域圏 小田原、南足柄の各市域、中井、大井、松田、山北、開成、箱根、真鶴、湯河原の各町域

### 2 神奈川県土地利用基本計画 改定の基本方針(案)について

県土利用の基本を示す計画である「神奈川県国土利用計画(第三次)」及び「神奈川県土 地利用基本計画」を土地利用基本計画に整理・統合し、県土利用に関する基本的事項の全体 像を示す計画として土地利用基本計画を策定する作業を進めており、今般、神奈川県国土利 用計画審議会の意見を踏まえ、改定の基本方針(案)を取りまとめた。

### (1) 改定の基本方針(案)の内容と視点

現行の県国土利用計画を策定した平成9年以降における社会状況の変化に対応するため、必要な修正を行う。

### ア 県土利用の基本理念

県土利用の基本理念として、これまで「健康で文化的な生活環境の確保」「県土の 均衡ある発展」を掲げており、これらは状況の変化に左右されることのない普遍的な 内容であることから、基本的にその内容を継続する。

### イ 県土利用の基本方針

これまで方針としてきた「自然と共生する持続可能な県土利用」「公共の福祉を優先した総合的かつ計画的な県土利用」といった内容については基本的に継続し、社会 状況の変化に対応するものとして、次に掲げる視点を新たに盛り込む。

- (ア) 人口減少社会における地域活性化や都市機能の集約化を見据えた県土利用
  - ・ 一部地域において既に生じている人口減少が今後拡大することが想定されており、地域活力の低下が懸念されていることから、市町村における活性化に向けた取組みについては、その具体化に向け連携協力を図る。
  - ・ 人口減少により都市的土地利用の減少が見込まれることから、都市的な機能の 集約化に備えた県土利用を図る。
- (イ) 地方分権時代における県域全体の均衡ある発展を図る県土利用
  - ・ 都市計画関係を中心に、土地利用に関する権限について市町村への移譲が大幅 に進んでいることから、市町村が主体的に取り組む土地利用が重要である。
  - ・ 県は広域的な観点から県全域の土地利用を見据え、市町村間の調整を行うとと もに、県土全体の土地利用のあり方について、市町村との意識の共有を図る。
- (ウ) 災害に対する安全性の向上や被害を最小限に抑える県土利用 東日本大震災による津波被害を踏まえた最大クラスの津波に備えた県土利用や、 被災時の被害を最小限に抑える「減災」の考え方を踏まえた県土利用を図る。
- ウ 従来からの土地利用調整における個別方針の位置づけ

これまでの県の土地利用調整における個別方針を土地利用基本計画に位置づけ、県全体の方針として明確にすることにより、県と市町村で共有できるようにする。

(ア) 米軍基地の早期返還の働きかけと返還跡地の利用

米軍基地の早期返還及び整理縮小を国に強く働きかけるとともに、返還跡地については関係自治体の意向を踏まえた活用を図る。

(イ) ゴルフ場新増設の抑制

ゴルフ場の新設及び既存のゴルフ場の増設は認めない。

(ウ) 相模湾等の埋立の抑制

横須賀市観音崎から湯河原町に至る東京湾及び相模湾における公有水面の埋立は、 公共事業及びその関連事業を除き原則として認めない。

(I) 水源地域の保全

将来にわたり県民が必要とする良質な水を安定的に確保するため、水源地域の保全に支障を来すことのない土地利用を図る。

(オ) 近郊緑地保全区域等の保全

良好な自然の環境を有する近郊緑地等の保全に支障を来すおそれのある土地利用 は抑制する。

(カ) 特定地域の土地利用

特定地域(非線引き都市計画区域の用途地域以外の地域及び都市計画区域外の地域)は、水源地域や自然環境保全上重要な地域であることから、市街化調整区域における土地利用に準じて保全を図る。地域振興に配慮した開発等を行う場合は、「特定地域土地利用計画」の活用など、市町村の主体性のもとに計画的な土地利用を図る。

#### エ 県が個別計画で掲げている目標や取組みの記載

国土利用計画法により土地利用基本計画に記載することが規定されている5つの地域区分ごとに、土地利用の原則に加え、県が個別計画で掲げている目標や取組みを基本に位置づける。

(ア) 都市地域(都市計画区域)

「かながわ都市マスタープラン」等

(イ) 農業地域 (農業振興地域)

「かながわ農業活性化指針」「神奈川県農業振興地域整備基本方針」等

(ウ) 森林地域(国有林及び地域森林計画対象民有林)

「かながわ森林再生50年構想」「神奈川地域森林計画」等

(I) 自然公園地域(自然公園)

「神奈川みどり計画」等

(才) 自然保全地域 (自然環境保全地域)

「神奈川みどり計画」

オ 地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針の継続

地域区分の重複する地域における土地利用の優先順位、土地利用の指導の方向等 (「都市地域と保安林の区域とが重複する場合には、保安林としての利用を優先す る。」等)については、これまでの方針を基本的に継続する。

### (2) 今後の予定

平成26年3月 改定の基本方針を決定

9月 国土利用計画審議会に改定素案を報告 県議会第3回定例会に改定素案を報告

10月~11月 パブリック・コメントの実施等

12月 市町村長から意見聴取

平成27年2月 国土利用計画審議会に改定案を諮問 県議会第1回定例会に改定案を報告

3月 土地利用基本計画を改定

### 3 神奈川県土地利用調整条例審査指針の改正について

県土の計画的な利用を図るため、神奈川県土地利用調整条例に基づき、市街化調整区域等に おける一定規模以上の開発行為等を行おうとする事業者は、知事と協議を行うこととされてお り、同条例審査指針は、立地の適否や緑地率等、協議があった場合の審査の基準を定めている。 今般、市街化調整区域の開発許可に係る県開発審査会提案基準の新規制定により、工業系特 定保留区域において工場、研究所等の立地が可能となる見込みである。

そこで、神奈川県国土利用計画審議会の答申を踏まえ、工業系特定保留区域における産業集 積を促進させるため、土地利用調整条例審査指針に定める緑地率の基準を緩和する。

### (1) 改正の概要

工業系特定保留区域における開発行為に係る緑地率の基準を20%とする。

ただし、県開発審査会提案基準で認められる工場、研究所等に該当するもの及びこれらと 同等の基準を設ける場合の市基準に該当するものに限ることとする。

現行審査指針における市街化調整区域の緑地率の最低率(20%)、工場立地法に係る国の準則における緑地率(20%)、工場立地法県準則条例における工業系特定保留区域の緑地率(20%に改正予定)、県みどりの協定における市街化調整区域の緑地率(20%)を勘案し設定。

### 【参考】土地利用調整条例審査指針の緑地率

【現行】 開発行為の区分	甲地域	乙地域	丙地域
大学、研究機関等	40%	3 5 %	30%
上記以外の建築物系	3 0 %	25%	20%
非建築物系	3 0 %	25%	20%

【改正後】 開発行為の区分	甲地域	乙地域	丙地域
大学、研究機関等 <u>( に該当するものを</u> 除く)	4 0 %	3 5 %	3 0 %
上記以外の建築物系 <u>( に該当するもの</u> 除く)	3 0 %	25%	20%
工業系特定保留区域内の一定の建築物系	20%	20%	20%
非建築物系	3 0 %	2 5 %	2 0 %

注 甲地域 = 横浜市及び川崎市の区域

乙地域 = 甲地域及び丙地域以外の市町の区域

丙地域 = 愛甲郡、足柄上郡及び足柄下郡に属する町村の区域並びに相模原市にお ける合併前の津久井町、相模湖町、城山町及び藤野町の区域

### (2) 今後の予定

平成26年4月1日 改正審査指針の施行

### 【産業労働局常任委員会 報告資料】

### 県版特区の取組み

企業の立地環境を改善するため、国の規制緩和と併せて、土地利用等に関して県が権限を持つ各種規制の見直しを行っている。

	規制緩和項目	規制緩和の内容	対象エリア	対象業種等
1	都市計画法に	・都市計画法第34条第14号に	・県が開発許	・「インベスト神奈川
	基づく県開発	基づく県開発審査会提案基準	可権限を有す	2 ndステップ・プラ
	審査会提案基	に、一定の要件を満たせば市	る市町の工業	ス」の対象業種
	準の新規制定	街化区域編入前の工業系特定	系特定保留区	・投資額要件、雇用要
	【平成26年4月	保留区域に工場、研究所、本	域	件ともインベストと同
	施行予定】	社が立地可能となる新基準を		様
		追加する。		・敷地面積 1 ha以上
2	県土地利用調	・新たな県開発審査会提案基	・県全域の工	・新たな県開発審査会
	整条例の審査	準等により工業系特定保留区	業系特定保留	提案基準等で開発を
	指針の改正	域に立地する場合、緑地率を	区域	許可された工場・研
	【平成26年4月	一律20%に緩和(現行40%~		究所・本社が対象
	施行予定】	20%)する。		・敷地面積 1 ha以上
3	工場立地法の	・新たな県開発審査会提案基	・県条例が施	・新たな県開発審査会
	県準則条例の	準等により工業系特定保留区	行される町村	提案基準等で開発を
	改正	域に立地する場合、緑地面積	の工業系特定	許可された工場が対
	【平成26年4月	率を従前の25%から20%に緩	保留区域	象
	施行予定】	和する。	・重複緑地の	・敷地面積9,000㎡以
		・工場の敷地の有効活用を図	算入率の引き	上または建築面積
		るため、重複緑地の算入率を	上げは、町村	3,000㎡以上
		従前の25%から50%に引き上	の全区域	
		げる。		
4	都市計画法の	・特区の地域協議会「産業集	・さがみロボ	・ロボット関連産業が
	市町地区計画	積促進部会」を活用して、法	ット産業特区	中心
	の活用促進	定協議の合理化・スリム化を	のエリア	
	【随時実施】	図る。		
5	県環境影響評	・工場・事業場、研究所の建	・県全域	・業種限定なし
	価条例等の改	設の際の面積要件を3ha以上		
	正	から10ha以上にする。(規則		
	【平成26年4月	改正)		
	施行予定】	・手続き期間を約200日短縮		
		する。(条例改正等)		

### 4 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区について

#### (1) 経過

- ・ 県は、平成23年9月30日に、横浜市、川崎市と共同で「京浜臨海部ライフイノベーション 国際戦略総合特区」の指定申請を行い、同年12月22日に国から指定を受けた。
- ・ 指定後は、規制の特例措置など支援措置の活用を図る「総合特別区域計画」の認定に向け 国と協議し、平成24年3月、7月、平成25年3月、11月に国から認定を受けた。平成25年10 月には、国から区域拡大の指定を受け、17区域で事業を展開している。
- ・ 川崎市殿町の「川崎生命科学・環境研究センター(LiSE)」において、(公財)神奈 川科学技術アカデミー(KAST)が、平成25年4月から研究プロジェクトを開始した。
- ・ また、シンガポール政府機関とMOUを締結し、会員企業の個別プロジェクトの具体的調整を進めるなど、海外関係機関との連携を強化している「ライフイノベーション国際協働センター(GCC)」と協働の取組みを進めている。
- ・ さらに、ライフイノベーションの実現を加速させるため、県主導による「ライフイノベーションセンター(仮称)」の整備に向けた取組みを進めている。
- (2) ライフイノベーションセンター(仮称)(LIC)の整備推進

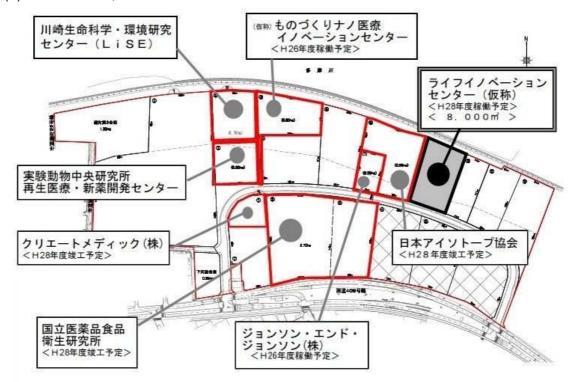
平成25年10月 整備・運営事業者の公募に向けたアドバイザリー業務受託業者を決定 用地取得に向けて土地所有者のUR都市機構と協議を開始

平成26年1月 整備・運営事業者の募集要項を公表し、公募手続を開始 事業参画を検討している事業者を対象に、募集要項等の内容、県の意図する事 業方針・内容等の理解促進を目的とした直接対話を実施

2月 UR都市機構と土地売買契約締結

### ア 事業地

- (7) 所 在 川崎市川崎区殿町三丁目102番13、102番14
- (イ) 面 積 約8,000㎡



### イ機能

再生・細胞医療分野を中心とした研究開発・試作開発・生産・臨床・人材育成・産業化支援

### ウ 契約の枠組み

### (7) 基本協定

優先交渉権者決定後速やかに、県と優先交渉権者は、事業契約締結に向けた双方の協力 義務等を定めた基本協定を締結

### (イ) 事業契約

基本協定締結後、県と事業者が事業契約に関する協議を経て、事業契約を締結。事業契約では、本事業の実施に係る県と事業者の業務分担・リスク分担等に関する事項等を規定

### (ウ) 土地使用貸借契約

事業期間終了時の施設の取扱いや本施設の用途変更に係る条件など、県有地を使用する ための条件を定めた土地使用貸借契約を締結



### エ スケジュール

項目	予定時期
提案書の受付	平成26年3月10日
優先交渉権者の決定	平成26年3月中旬
基本協定の締結	平成26年3月下旬
事業契約の締結 土地使用貸借契約の締結	基本協定締結後、速やかに締結
建設工事の着手	事業者の提案に基づく設計・建設期間を踏ま え、事業契約によって定められた時期
施設竣工(施設の供用開始)予定日	平成28年度当初
事業契約・土地使用貸借契約の終了	最長30年を想定し、事業者の提案に基づき、 県と事業者の協議によって決定

### オ 募集方式

公募型プロポーザル方式により、事業者を募集する。

### 力 選定

有識者及び県職員で構成する選定委員会を設置し、審査基準に基づき、提案書を総合的に評価し、最優秀提案及び次点を選定する。

県は、選定委員会の審査結果を参考に、優先交渉権者及び次順位優先交渉権者を決定し、 優先交渉権者と協議を行う。協議が整わない場合は、次順位優先交渉権者と協議する。

### 【参考】審査基準書に基づく審査項目・評価の視点

項目	番笛基準書に基づく番笛項目・評価の税点
- XII	本事業に対する理解について <評価の視点 >      国際戦略総合特別区域計画を含めた県の上位計画の内容を踏まえ、本事業の
事業の総合計画	目的を理解し、県が目指すライフイノベーションセンターの効率的かつ効果的な実現に向け、積極的に取り組む姿勢が示されている。  事業実施体制について 〈評価の視点〉  事業の着手から終了までを確実かつ円滑に実施できる体制である。 応募者の実績の豊富さ、財務面、収益力等で、本事業に通じる優れた提案がある。 センター(民間施設)の提案について 〈評価の視点〉  センターについて、6つの機能の導入を実現化する方法が具体的な提案となっている。  センターのマネジメントの方法について、県との連携・協力を含めた明確な提案となっている。  センターの運営・事業計画等において、事業期間にわたる事業安定化方策について具体的な提案がある。
	事業リスクへの対応及び事業収支計画について <評価の視点>  本事業の想定される事業リスクを明確に抽出・分析し、その事業リスクに対して保険、資金ストック、バックアップ体制等の対策が考慮されている。 事業の安定性を確保するための方針が明確である。 過去の類似施設における実績に基づく事業収支計画が立案されている。 賃料設定についての妥当性・合理性がある。  資金調達を含む事業収支計画の立案における方針が明確である。
施設の設計・建筑	周辺環境との調和について <評価の視点> ○ 殿町全体の開発状況を踏まえ、周辺環境との調和について具体的で適切な提案がある。 ○ 周辺の歩行者・自動車等の動線を具体的にイメージし、その対応を具体化した施設配置計画となっている。
建設計画に関する提案	施設計画について <評価の視点>      施設全体及び各施設や各施設内の諸室のセキュリティレベルの確保(入出者管理、防犯対策等)についての考え方が明確である。      各施設や各諸室の機能を踏まえ、災害時の安全の確保に配慮した提案となっている。

### (3) 平成26年度の主な取組み

ヘルスケア・ニューフロンティアの実現に向け、最先端医療・最新技術の追求などにより、 ライフイノベーションの実現を加速させる取組みを推進するとともに、未病産業という新たな市 場の創出に向けた取組みを推進する。

#### ア ライフイノベーションの実現を加速させる取組み

(ア) ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグ解消に向けた取組み

欧米では承認されている医薬品や医療機器が、我が国では未承認である状態を解消する ため、治験の迅速化、ものづくり技術を活用した医療機器開発の促進、最先端医療機器の 有効性や安全性を評価するメディカルデバイス・レギュラトリーサイエンス・センター (仮称)機能の構築に向けた取組みを推進する。

### a 治験の迅速化の推進

・ 最先端の情報通信技術を活用したモデル事業実施 治験の迅速化を図るため、医療現場に最先端の情報通信技術を導入し、モデル事業 を実施する。

### <導入を想定する情報通信技術概要>

- 規格が異なるデータシステム間のデータ連携・共有を可能とするシステム。
- ・ これまで、治験データの収集は、実地に赴き、データを転記する手法で実施していたが、システム導入により大幅な効率化が期待される。
- · 国際共同治験調査

ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの状況の解消を図るため、国際共同治験の効果的なあり方を調査検討する。

#### b 最先端医療機器等の開発・市場化促進

医工連携の推進

県内中小企業のものづくり技術を活用して医療機器の開発を促進するため、さがみ ロボット産業特区と連携した医工連携の取組みを推進する。

### <取組内容>

- ・ 企業、研究者及び医療関係者のマッチング事業
- ・ 医療機器関連産業コーディネーター育成・活用事業
- 薬事承認等に関する相談業務事業
- ・ メディカルデバイス・レギュラトリーサイエンス・センター(仮称)機能の構築 最先端医療機器等に係る有効性や安全性の評価検討を行うメディカルデバイス・レ ギュラトリーサイエンス・センター(仮称)機能の構築に向けた調査を実施するとと もに、試行的に同センターの運営を開始する。

#### <設置場所(想定)>

・ 横浜市みなとみらい地域

### <センター業務内容>

・ 県内で開発された最先端の技術(BAN:ボディエリアネットワーク)をモデルとして、その有効性や安全性を評価する基準作りや、その担い手となる人材育成の取組みを推進する。

BANとは、体外や体内に装着した装置で、生体情報(血圧・心拍・体温・三次元動態等)を読み取り、無線LANで本人のスマートホンや医療機関パソコンなどに送信・共有し、24時間どこにいても健康情報を管理・利用することを実現するシステム。

### (イ) 再生・細胞医療の実用化に向けた取組み

根本治療が可能であり、患者のニーズも高く、市場としても、今後大きな成長が見込まれている再生・細胞医療分野の実用化に向けた取組みを推進する。

- a ライフイノベーションセンター(仮称)(LIC)開設を見据えた取組み
  - レギュラトリーサイエンスプレ講座の実施レギュラトリーサイエンスの構築に向け、海外の大学等と連携した講座を実施し、LICにおける講座実施につなげる。
  - ・ LICの企業誘致に向けたPR事業の実施 入居を予定している企業と連携し、相乗効果を発揮するような有望なシーズ・技術 を有する企業の入居を促進するため、PRパンフレット作成やマッチング事業を実施 する。

### b 普及啓発

フォーラム開催

再生・細胞医療に関する県民理解を深めるため、有識者を招いたパネルディスカッションなどによるフォーラムを開催する。

### <開催時期>

・ 10月頃(国内最大級のバイオ関連展示会であるバイオジャパンにおける開催を想定)

#### (ウ) 国際戦略強化に向けた取組み

- a グローバルな連携強化
  - ・ 米国、シンガポール及び欧州との連携体制の構築 ライフサイエンス産業の先進地域である米国、シンガポール及び欧州との連携体制 を強化するため、政府関係機関等を訪問し、具体的な連携体制の構築に向けた協議や、 県施策のアピールを行う。
  - ・ 国際戦略現地調査 米国、シンガポール及び欧州における国際共同研究の可能性やビジネスパートナー の発掘等について、専門的なノウハウを有する外部機関に委託し、調査を実施する。
  - ビジネスマッチング事業 ベンチャー企業と大企業のビジネスマッチング会を実施する。
  - ・ 東西医療普及検討調査 東西医療の連携を見据えた東洋医学産業の戦略的な海外展開手法等について調査・ 検討を行う。

### イ 未病産業の創出に向けた取組み

- (ア) 民間事業者と共同した事業化推進
  - ・ 未病の「見える化」と未病産業創出に向けたモデル事業・実証実験の実施 日常生活の中で健康状態をチェックできるような機器等に県民が「見て、触って、試 せる」機会を創出するため、実際の機器等を活用したモデル事業を展開し、実証実験の 場を提供することで、未病の「見える化」と未病産業の推進を図る。
  - ・ 未病産業研究会(仮称)の設置 未病産業という新たな市場の創出に向けて、県と民間企業による研究会を設置し、普及啓発から市場展開まで「未病産業」の確立に向けた推進方策を検討・実施する。

### (イ) 「未病を治す 」考え方の普及啓発

・ 「未病を治す」考え方を普及啓発するイベント開催に向けた計画策定 「未病を治す」という考え方を世界に発信する普及啓発イベントの箱根での開催に向 け、事業実施計画を策定する。

未病を治すとは、特定の疾患の予防・治療に止まらず、心身全体をより健康な状態に近づけること。

各種広報媒体を活用した普及啓発展示会やホームページ等を活用した普及・啓発事業を実施する。

### (4) 国家戦略特区への提案と国の動向

- 国の「日本経済を停滞から再生に導く」ことを目的とした国家戦略特区の提案募集に対し、 県は、横浜市、川崎市と共同で平成25年9月11日に提案を提出した。
- ・ 提案は、 健康・未病産業の創出、 最先端医療関連産業の創出、 イノベーションを生み出す基盤構築を重点的に取り組む施策とし、規制緩和項目として、機能性食品の機能性表示認証の緩和や、個人の健康・医療情報活用のためのルールの早期整備などを求めている。
- ・ 平成25年12月に可決された「国家戦略特別区域法」に基づき、平成26年3月中の区域決定 に向け、検討が行われている。

#### <法案の概要>

「国家戦略特別区域計画」作成・認定までの流れ

- ・ 内閣総理大臣を議長とする「国家戦略特別区域諮問会議」(以下「諮問会議」という。)を設置
- ・ 国が、諮問会議の意見を聴き、「国家戦略特別区域基本方針」を策定し、区域を指定
- ・ 国家戦略担当大臣や関係地方公共団体の長等で構成される「国家戦略特別区域会議」を区域ごとに設置
- ・ 同会議が、規制の特例措置などを位置づけた「国家戦略特別区域計画」を作成
- ・ 「国家戦略特別区域計画」について、関係大臣の同意を得た上で、内閣総理大臣が認定 国家戦略特区のイメージ

(目指す方向)「国際的ビジネス拠点の形成」

「医療等の国際的イノベーション拠点の形成」

「革新的な農業等の実践拠点の形成」

(規制の特例措置)都市再生、教育、雇用、医療、農業等の各分野を対象

\* 医療分野では、現段階で、「外国医師の診察等の解禁」、「病床規制の特例による病床の新設・増床の容認」、「保険外併用療養の拡充」、「医学部の新設に関する検討」を想定

### 5 国から地方公共団体 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲について

平成25年9月13日に地方分権改革推進本部が決定した「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について」を受けて、12月20日、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」が閣議決定されたこと等により、次のとおり、事務・権限の移譲が行われることとなった。

### (1) 権限移譲の主な内容

ア 国から地方公共団体への移譲(50事項)

- 看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等
- 商工会議所の定款変更の認可
- ・ 自家用有償旅客運送の登録・監査等 など

### イ 都道府県から指定都市への移譲(30事項)

- ・ 県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、市町村立小中学校等の 学級編制基準の決定
- ・ 病院の開設許可
- ・ 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に関する都 市計画の決定 など

### ウ 移譲に伴う財源措置その他必要な支援

移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施する。

### (2) 施行期日

法律の施行日は、平成27年4月1日(ただし、移譲に伴う体制整備に特に時間を要するものについては個別に定める日)。

なお、県費負担教職員の給与負担等の事務・権限の移譲は、「平成30年4月1日までの間で政 令で定める日」(平成29年4月1日を想定)。

### (3) 今後の予定

平成26年3月中旬に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(仮称)(第4次一括法案)」等として閣議決定され、国会に提出される予定。

### (4) 本県の対応

国から県への事務・権限の移譲については、一括法案等を踏まえた条例・規則等の制定・改正 を行うとともに、事務処理体制を整備する。

また、県から指定都市への事務・権限の移譲については、本県として必要な条例・規則等の改正等を行うとともに、円滑な事務移譲を行う。

## 事務・権限の移譲について

## 1 国から地方公共団体へ移譲される事務・権限(50事項)

No	府省	事務·権限	移譲先	本県所管局
1	総務省	放送法(昭25法132)に基づ〈小規模共聴施設(500端子以下。区域外 再放送を行う場合を除〈。)の届出等	県	県民局
2	厚生労働省	児童福祉法(昭22法164)に基づ〈事務・権限のうち、 養成施設及び講習会の指定及び監督 指定療育機関の指定及び監督	県 県・指定都市 ・中核市	県民局
3	厚生労働省	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭22法 217)に基づく養成施設の認定及び監督	県	保健福祉局
4	厚生労働省	食品衛生法(昭22法233)に基づ〈事務·権限のうち、 養成施設及び講習会の登録及び監督	県	保健福祉局
5	厚生労働省	理容師法(昭22法234)に基づ〈養成施設の指定及び監督	県	保健福祉局
6	厚生労働省	消費生活協同組合法(昭23法200)に基づく消費生活協同組合(地域 又は職域が都道府県の区域を越える組合であって地方厚生局の所管 に係るものに限る。)の設立認可及び監督	県	県民局
7	厚生労働省	保健師助産師看護師法(昭23法203)に基づ〈養成所の指定及び監督	県	保健福祉局
8	厚生労働省	歯科衛生士法(昭23法204)に基づく養成所の指定及び監督	県	保健福祉局
9	厚生労働省	医療法(昭23法205)に基づく事務・権限のうち、 医療法人(二以上の都道府県の区域において病院等を開設する法人 に限る。)の設立認可及び監督	県	保健福祉局
10	厚生労働省 国土交通省	中小企業等協同組合法(昭24法181)に基づ〈事業協同組合等(一の都道府県の区域内のみにある地方運輸局の所管に係る組合及び二以上の都道府県の区域にわたる組合であって地方厚生局の所管に係るものに限る。)の設立認可及び監督	県	産業労働局
11	厚生労働省	身体障害者福祉法(昭24法283)に基づ〈養成施設の指定	県	保健福祉局
12	厚生労働省	社会福祉法(昭26法45)に基づ〈事務·権限のうち、 社会福祉法人(法人の行う事業が二以上の都道府県の区域にわた る法人であって地方厚生局の所管に係るものに限る。)の定款認可及 び監督 養成機関及び講習会の指定及び監督	県	保健福祉局
13	厚生労働省	診療放射線技師法(昭26法226)に基づ〈養成所の指定及び監督	県	保健福祉局
14	厚生労働省	歯科技工士法(昭30法168)に基づく養成所の指定及び監督	県	保健福祉局
15	厚生労働省	美容師法(昭32法163)に基づ〈養成施設の指定及び監督	県	保健福祉局
16	厚生労働省	生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律(昭32法164)に基づく生活衛生同業組合振興計画の認定	県	保健福祉局
17	厚生労働省	臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)に基づ〈養成所の指定及び 監督	県	保健福祉局

No	府省	事務·権限	移譲先	本県所管局
18	厚生労働省	調理師法(昭33法147)に基づ〈養成施設の指定及び監督	県	保健福祉局
19	厚生労働省	知的障害者福祉法(昭35法37)に基づく養成施設の指定	県	保健福祉局
20	厚生労働省	戦傷病者特別援護法(昭38法168)に基づく指定医療機関の指定及び 監督	県	保健福祉局
21	厚生労働省	理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)に基づく養成施設の指定 及び監督	県	保健福祉局
22	厚生労働省	母子保健法(昭40法141)に基づく指定養育医療機関の指定及び監督	県 指定都市 中核市	県民局
23	厚生労働省	製菓衛生師法(昭41法115)に基づく養成施設の指定及び監督	県	保健福祉局
24	厚生労働省	柔道整復師法(昭45法19)に基づ〈養成施設の指定及び監督	県	保健福祉局
25	厚生労働省	視能訓練士法(昭46法64)に基づ〈養成所の指定及び監督	県	保健福祉局
26	厚生労働省	社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30)に基づ〈養成施設等の指定及び監督、講習会の届出	県	保健福祉局
27	厚生労働省	臨床工学技士法(昭62法60)に基づ〈養成所の指定及び監督	県	保健福祉局
28	厚生労働省	義肢装具士法(昭62法61)に基づ〈養成所の指定及び監督	県	保健福祉局
29	厚生労働省	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平2法70)に基づ 〈事務·権限のうち、 養成施設及び講習会の登録及び監督	県	保健福祉局
30	厚生労働省	救急救命士法(平3法36)に基づ〈養成所の指定及び監督	県	保健福祉局
31	厚生労働省	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平6法117)に基づく指定 医療機関の指定及び監督	県	保健福祉局
32	厚生労働省	介護保険法(平9法123)に基づ〈事務·権限のうち、 介護サービス事業者(介護サービス事業所が二以上の都道府県の 区域に所在する事業者であって地方厚生局の所管に係るものに限 る。)の業務管理体制の整備に関する監督 市町村(指定都市及び中核市を除〈。)が行う介護サービス事業所の 指定及び指導監督等に関する指導等	県	保健福祉局
33	厚生労働省	精神保健福祉士法(平9法131)に基づ〈養成施設等の指定及び監督	県	保健福祉局
34	厚生労働省	言語聴覚士法(平9法132)に基づ〈養成所の指定及び監督	県	保健福祉局
35	厚生労働省	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の特別買上償還に関する証明書の発行 (戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭38法61))	県	保健福祉局

No	府省	事務・権限	移譲先	本県所管局
36	厚生労働省	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の特別買上償還に関する証明書の発行 (戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭40法100))	県	保健福祉局
37	厚生労働省	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の特別買上償還に関する証明書の発行 (戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭41法109))	県	保健福祉局
38	厚生労働省	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の特別買上償還に関する証明書の発行 (戦没者等の父母等に対する特別給付金支給法(昭42法57))	県	保健福祉局
39	農林水産省	農産物検査法(昭26法144)に基づく登録検査機関(一の都道府県の 区域内のみにあるものに限る。)の登録及び監督	県	環境農政局
40	経済産業省 厚生労働省 国土交通省	中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185)に基づく協業組合等 (一の都道府県の区域内のみにある経済産業局及び地方運輸局の所 管に係る組合並びに二以上の都道府県の区域にわたる組合であって 地方厚生局の所管に係るものに限る。)の設立認可及び監督	県	1
41	経済産業省	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平11法18)に基づく 課税の特例に係る特定新規中小企業者の確認	県	産業労働局
42	経済産業省	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平20法33)に基づく支援措置に係る認定	県	産業労働局
43	国土交通省	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平13法57)に基づく 自動車運転代行業の認定等に係る同意及び監督	県	2
44	環境省	土壌汚染対策法(平14法53)に基づく指定調査機関(一の都道府県内で調査業務を行うものに限る。)の指定及び監督	県	環境農政局
45	国土交通省	道路運送法(昭26法183)に基づく事務・権限のうち、 自家用有償旅客運送の登録・監査等 自動車道事業(一の都道府県の区域内のみで完結するものに限 る。)に係る供用約款の認可等	県·市町村 県	保健福祉局 県土整備局
46	厚生労働省	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)に基づ〈精神保健指定医に係る指定医証の交付等	県	保健福祉局
47	経済産業省	商工会議所法(昭28法143)に基づく商工会議所の定款変更等	県 指定都市	産業労働局
48	国土交通省	・直轄河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施 ・直轄河川の管理に関する許認可等 ・直轄国道に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施 ・直轄国道の管理に関する許認可等	県	県土整備局
49	厚生労働省	健康増進法(平14法103)に基づく誇大表示の禁止に係る勧告及び命令	県 保健所設置市 特別区	保健福祉局
50 ( 3)	消費者庁	不当景品類及び不当表示防止法(昭37法134)に基づく指導等	県	県民局

<sup>1、2</sup> 現時点で所管局が特定できないもの

<sup>3 50</sup>の「不当景品類及び不当表示防止法(昭37法134)に基づく指導等」については、「見直し方針」以外による 権限移譲

## 2 都道府県から指定都市へ移譲される事務・権限(30事項)

No	府省	事務·権限	本県所管局
1	文部科学省	市町村立学校職員給与負担法(昭23法135)に基づく市町村立小中学 校等の職員の給与等の負担	教育局
2	文部科学省	文化財保護法(昭25法214)に基づく史跡名勝天然記念物の仮指定、 重要文化財等の管理に係る技術的指導等、文化庁長官等に提出すべき書類等の経由事務	教育局
3	文部科学省	博物館法(昭26法285)に基づ〈博物館の登録	教育局
4	文部科学省	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)に基づ〈県 費負担教職員定数の決定	教育局
5	文部科学省	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭33法116)に基づく市町村立小中学校等の学級編制基準の決定	教育局
6	厚生労働省	医療法(昭23法205)に基づ〈病院の開設許可	保健福祉局
7	厚生労働省	毒物及び劇物取締法(昭25法303)に基づく特定毒物研究者の許可	保健福祉局
8	厚生労働省	売春防止法(昭31法118)に基づ〈婦人相談所の設置	県民局
9	厚生労働省	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭39法134)に基づ〈特別児童扶養手当の受給資格の認定	県民局
10	厚生労働省	職業能力開発促進法(昭44法64)に基づ<職業能力開発大学校・障害者職業能力開発校等の設置	産業労働局
11	厚生労働省	介護保険法(平9法123)に基づく介護サービス事業者の業務管理体制の報告の受理·命令等、介護サ・ビス情報の公表	保健福祉局
12	厚生労働省	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法 114)に基づく結核に係る定期の健康診断の実施の指示	保健福祉局
13	厚生労働省	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平 17法123)に基づく指定障害福祉サ - ビス事業者等の業務管理体制の 報告の受理·命令等	保健福祉局
14	農林水産省	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭25法175) 及び食品表示法(平25法70)に基づく農林物資製造業者等への立入 検査等	環境農政局
15	農林水産省	農地法(昭27法229)に基づく農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等 の許可	環境農政局
16	経済産業省	火薬類取締法(昭25法149)に基づく火薬類の製造(一部)·販売·輸入·消費·廃棄許可	安全防災局
17	経済産業省	採石法(昭25法291)に基づく岩石採取計画の認可	県土整備局

No	府省	事務·権限	本県所管局
18	経済産業省	高圧ガス保安法(昭和26法204)に基づく高圧ガスの製造・貯蔵許可	安全防災局
19	経済産業省	商工会議所法(昭28法143)に基づく商工会議所の定款変更の認可 (一部)、事業状況等の報告の受理·警告等	産業労働局
20	経済産業省	工業用水法(昭31法146)に基づく工業用水の採取許可	環境農政局
21	経済産業省	砂利採取法(昭43法74)に基づく砂利採取計画の認可	県土整備局
22	経済産業省	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平5法51)に基づ〈全国団体以外の商工会·商工会議所等の基盤施設計画・連携計画の認定	産業労働局
23	国土交通省	公有水面埋立法(大10法57)に基づ〈公有水面の埋立免許	県土整備局
24	国土交通省	国土利用計画法(昭49法92)に基づく土地取引の規制区域の指定	政策局
25	国土交通省	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平9法49) に基づく防災街区整備事業(一部)の施行等の認可	県土整備局
26	文部科学省	学校教育法(昭22法26)に基づく市町村立高等学校等の設置認可	教育局
27	厚生労働省	社会福祉法(昭26法45)に基づく市域を越え、都道府県の区域内で事業を行う社会福祉法人の設立認可	保健福祉局
28	国土交通省	都市計画法(昭43法100)に基づ〈都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定	県土整備局
29	厚生労働省	児童福祉法(昭22法164)に基づ〈指定障害児通所支援事業者の業務 管理体制の報告の受理·命令等	保健福祉局
30	厚生労働省	難病の患者に対する医療等に関する法律案(仮称)に基づ〈医療費助成の対象難病(指定難病)の患者に対する医療費の支給	保健福祉局

30の「難病の患者に対する医療等に関する法律案(仮称)に基づ〈医療費の支給」については、「見直し方針」以外による権限移譲

### 6 地方自治法の一部を改正する法律案について

国では、地方公共団体の組織及び運営の合理化等を図るため、第30次地方制度調査会の答申(平成25年6月25日)を踏まえ、地方自治法の一部改正を予定している。

### (1) 改正の概要

ア 指定都市制度の見直し

(ア) 区の役割の拡充

指定都市において、住民に身近な行政サービスの提供体制を強化するため、区の役割の拡充を図る。

- ・ 現行の区長に代えて、区域内の市長の権限を包括的に執行する総合区長を置くことができる。
- ・ 総合区長は、議会の同意を得て選任する特別職とする。
- (イ) 指定都市都道府県調整会議の設置

都道府県と指定都市との「二重行政」を協議するため、「指定都市都道府県調整会議」 を設置する。

- ・ 会議の設置を都道府県ごとに義務付ける。
- ・ 会議の構成員は、知事及び市長とする(案件に応じて他の執行機関も加わる)。
- 構成員には、構成団体の議会の議員と学識経験者等を加えることができる。
- ・ 協議が整わない場合に、知事又は市長は、議会の議決を経て、総務大臣に勧告を申 し出ることができる。

### イ 中核市制度と特例市制度の統合

特例市に対する更なる事務移譲を進めるため、中核市制度と特例市制度の統合を図る。

- ・ 特例市制度を廃止し、中核市の指定要件を「人口20万以上の市」に変更する。
- ・ 現在の特例市は、希望すれば中核市に移行できる。

### ウ新たな広域連携の制度の創設

(ア) 「連携協約」制度の創設

市町村間の広域連携を一層促進するため、事務の共同処理について、より弾力的な制度を創設する。

- ・ 市町村同士で「連携協約」を締結して、事務を共同処理することができる。
- (イ) 「事務の代替執行」制度の創設

他の地方公共団体による事務の代行について、現行の事務委託より柔軟な制度を創設する。

- 代行した地方公共団体は、事務執行による法令上の責任は負わない。
- ・ 都道府県が、市町村固有の事務を執行することも可能とする。

### (2) 施行期日

- ・ 「ア 指定都市制度の見直し」は、公布日から2年以内で政令で定める日
- ・ 「イ 中核市制度と特例市制度の統合」は、平成27年4月1日
- ・ 「ウ 新たな広域連携の制度の創設」は、公布日から6月以内で政令で定める日

### (3) 今後の予定

- ・ 平成26年3月上旬、地方自治法の一部を改正する法律案が閣議決定され、国会に提出される予定。
- ・ 法案成立後は、制度の円滑な施行に向けて、市町村からの相談等について適切な対応を図る。

### 7 県西地域活性化プロジェクトについて

### (1) 目的

「未病を治す」をキーワードに、県西地域において、住む人も訪れる人も健康長寿になる取組みを進めるとともに、未病を治す様々な地域の魅力を生かして産業力を高め、地域経済の活性化を図るため、平成26年3月末までに「県西地域活性化プロジェクト」を策定する。

### (2) 経過

平成25年7月~8月 西湘・足柄上地域首長懇談会などにおける意見交換

9月~11月 市町、団体等ヒアリング、県民意見募集

11月9日 知事との「対話の広場」開催

11月11日 県西地域活性化推進協議会設置

12月24日 第1回県西地域活性化推進協議会開催

平成25年12月

~ 平成26年2月 市町、団体等ヒアリング、県民意見募集

### (3) プロジェクト(案)の方向性

現在、素案に対する意見などを整理し、プロジェクトの取りまとめを行っている。 現段階では、次のような方向性で検討を進めている。

#### ア 対象地域

小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町を対象地域とするが、プロジェクトの実施に関連する地域については連携して取り組んでいく。

### イ プロジェクトの期間

2020年(平成32年)の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、未病を治す「神奈川モデル」をアピールすることを目標に取り組む。

### ウ プロジェクトの柱及び個別プロジェクトの概要

### (ア) 未病がわかる

未病を治す取組みを進めるためには、まず、未病について十分な理解が図られる必要があることから、「未病」についての理解促進を図る。

a 「未病がわかる」情報発信プロジェクト

県西地域を訪れる観光客等に対して、食や温泉など未病を治すサービスや情報を提供する集客施設の認定や、地域の交流イベントと連携した戦略的なPRなどを行う。

b 「未病がわかる」拠点形成プロジェクト

「未病の戦略的エリア」の核となる「(仮称)未病癒しの里センター」の設置などを行う。

### (イ) 未病を治す

未病を治すためには、食生活や運動など、ライフスタイルそのものの見直しが必要であり、温泉や森林、地元の食材など、「未病を治す」県西地域の魅力をさらに高める。

a 健康食生活実践プロジェクト

個人の体調や体質に合った薬膳を提供するレストランや旅館の戦略的なPRなどを推進する。

b 薬用植物等利活用促進プロジェクト 薬用植物等を利用したレシピの開発や普及啓発などに取り組む。

- c 地域の特色ある農林水産物の6次産業化プロジェクト 県西地域の特産物である茶、柑橘、梅、玉葱、芋類、地魚等について、機能 性を生かした商品開発などを推進する。
- d 農林水産物のブランド化・流通のしくみづくりプロジェクト 農林水産物の地産地消を拡大するため、シェフと農家をつなぐ流通システム づくりや、安全安心な農産物、畜産物や地魚のブランド化などを推進する。
- e 農林水産業の基盤強化プロジェクト 食の基礎となる農林水産業の課題を解決するため、漁港整備、耕作放棄地の 活用や野生鳥獣による被害対策などを推進する。
- f 楽しく歩く地域づくりプロジェクト 旧東海道・足柄古道ウォークや歴史探訪まちあるきなど、楽しく歩いて健康 になる取組みなどを推進する。
- g スポーツ普及促進プロジェクト 地域で盛んなパークゴルフの交流大会の開催などを通じて、様々な年代が気 軽に楽しめる場づくりを進める。
- h 農と結びついたくらしの提案プロジェクト 農作業などの体験を通じて、心と体をリフレッシュさせ、健康的な生活を送 る環境づくりを進める。
- i 温泉の魅力アピールプロジェクト 個人の体調やライフスタイルに応じた効果的な入浴法の提案や、温泉地の「プランド化」などにより、温泉の持つ魅力を発信する。
- j 森林の活用促進プロジェクト 森林浴など、森林の癒しを体験できる取組みや、森林づくりと連携した森を 楽しむことができる取組みなどを推進する。
- (ウ) 未病でつなぐ地域の活性化 「未病がわかる」、「未病を治す」取組みを地域経済の活性化に結びつけるため、 産業の集積促進や、観光魅力の向上、交通ネットワークの整備などに取り組む。
  - a 産業の集積促進プロジェクト 交通の利便性や、「未病を治す」取組みとの連携などの利点を生かし、大きな 成長が見込まれる「未病産業」を中心に産業集積促進を図る。
  - b 地域の魅力を体感する観光開発プロジェクト 食や運動、心身を癒す温泉や森林など、「未病を治す」資源を効果的に連携さ せた新たな観光を推進し、誘客の促進を図る。
  - c 新たなまちの形成促進プロジェクト 健康や環境に配慮した新しい生活スタイルが実践できるまちづくりの形成な どを促進する。
  - d まちをつなげる交通ネットワーク整備推進プロジェクト 交通渋滞の緩和や観光地へのアクセス向上など、地域を円滑に周遊できる交通ネットワークの整備を推進する。
- (4) 今後の予定 平成26年3月 県西地域活性化推進協議会で案の協議・プロジェクトの決定 4月 プロジェクトのスタート

### 8 電子化全開宣言 行動計画 (案)について

### (1) 目的

電子化全開宣言では、最新の情報通信技術(ICT)の活用により、神奈川全体の電子化を進め、県民のくらしの利便性を高めるとともに、県庁が率先して電子化を進め、 仕事のやり方を徹底的に見直すことで、大胆な経費削減に取り組むとし、 スマート神奈川の推進、 行政サービスのICT化の拡充、 スマート県庁の実現、の三つの方針を掲げた。

本計画は、この三つの方針を具体化するための基本的な考え方や方策等を示すものである。

### (2) 内容

### ア 序論

まず、現代における情報の重要性、ICTによって実現できることについて整理し、電子化全開宣言の実現に向けた取組みを進めるうえでの基本的な考え方を五つ掲げた。

### (ア) 機会損失からの脱却

県民のためのサービス創造や県民の利益の増進のためには、前例にとらわれる ことなく果敢に企画し、挑戦していく。

### (イ) 埋没費用からの脱却

今後の投資効果を判断する際には、新規に構築し、従前のものを廃止した方が 費用対効果が高ければ、既に支払い取り戻せない費用・労力・時間といった埋没 費用を切り捨てることは合理的である。

### (ウ) 部分最適から全体最適への考え方の転換

個々の業務やシステムの効率化を目指す部分最適ではなく、全体としての成果・実績を最大化するという全体最適の観点により実践する。

### (I) 生産性の向上

移動などの時間コストや費用を削減すること等により、職員一人ひとりの能力 を引き伸ばすことで、生産性の向上につなげていく。

### (オ) 積極的な情報化投資

職員の生産性の向上と県民サービスの付加価値を高める情報化投資を、引き続き積極的に行う。

併せて、行動計画の位置づけ、計画期間(概ね5年間)、他計画との関係、推進体制について記述した。

#### イ 主な取組内容

### (ア) スマート神奈川の推進

神奈川県全般、全県民を対象に、ICTを活用して、人々のさらなる安全安心の追求、利便性や生産性、快適性の向上を図ることが可能となる賢いサービスを提供する。

### a エネルギーのスマート化

住宅や事業所のエネルギー需給を制御するシステムの導入を促進するための補助事業と、そのシステムを活用した見守り等の生活支援サービスなどを提供するビジネスモデルの実証事業を実施する。(平成26~27年度)

### b 環境施策のスマート化

社会問題化している微小粒子状物質 (PM2.5)等に関するメール配信、エリアメール等による効率的な情報提供の仕組みを検討する。

また、有害鳥獣の行動域、被害状況や対策実施状況の情報共有を検討する。さらに、生物多様性に関する重要な場所等の地図情報の提供を検討する。

(平成26年度以降)

#### c 防災のスマート化

県民等への情報提供機能強化を早期に実施する。また、本庁庁舎耐震化に伴う災害対策機能の再整備に併せて、災害対策本部会議の意思決定を支援する映像音声システムや災害情報を収集・提供する災害情報管理システムの再整備を実施する。(平成28年度以降:本庁庁舎耐震化に伴う災害対策機能の再整備)

#### d 観光のスマート化

2020年(平成32年)の東京オリンピック・パラリンピック開催へ向けて、外国人観光客等の本県への来訪を促進するため、民間事業者との協働によるフリーWiFi<sup>(注1)</sup>の環境整備を進める。当面の取組みとして、山梨県、静岡県と連携し整備を進める。

また、本県観光協会のホームページ上に<u>着地型旅行商品(注2)</u>の直販システムを導入する等、観光情報発信を支援する。(平成26年度:直販システム導入)

(注1)無料かつ通信事業者が限定されない高速・大容量の通信形態。

(注2)旅行の出発地(発地)の旅行業者が企画する観光ではなく、旅行者を受け入れる地域(着地)の 人々や組織が中心となって作り上げる観光。

### e 農林水産業のスマート化

温室内の温度や二酸化炭素濃度などを作物の生育に最適な状況にコントロールする等、ICTを活用した生産技術の開発や農家への導入・普及指導を進める。

また、畜産農家の各種情報をデータベース化した新たな防疫マップの整備による初動防疫対応の迅速化の仕組みや、漁業者等の関係者に向けた<u>プッシュ型</u>情報配信システム(<sup>注3)</sup>による海況情報等の提供を検討する。

さらに、農業や林業等の現場において、タブレット型端末や衛星携帯電話等 を用いた情報共有を検討する。(平成26年度以降)

(注3)何らかの情報更新があった場合に、ユーザーが働きかけなくても更新されたことを知ることができる配信形態。

#### f スマート医療&スマートヘルスケア

ICTを活用して、医療情報や健康情報を個人が自ら管理・活用する仕組みを構築し、県民の健康維持・増進を図る神奈川マイカルテプロジェクトを推進する。

また、救急医療システムにタブレット型端末を導入し、救急医療情報を入力・参照することで、円滑かつ適切な救急搬送や病院間搬送を実現し、救命医療の充実を図る。

さらに、CHO(健康管理最高責任者)構想を持続可能なシステムとするために不可欠な基盤である「健康情報プラットフォーム」を県が整備することにより、民間(保険者等)の従業員の健康への意識向上による健康増進への取組みを推進する。

加えて、治験の迅速化を図るため、医療現場に最先端のICTを導入し、本 県の治験実施体制の強化を図る。

(平成26年度:健康情報プラットフォームの構築)

### g 教育のスマート化

全ての教科でICT機器を活用した分かりやすい授業の実現や協働学習の充実を図る。また、特別支援学校において障害に応じた学習の支援や新たな能力開発による就労職域の拡大を図るため、情報機器を整備する。

(平成26年度以降)

### h 公衆無線LANアクセスポイントの設置

公募方式による県有施設への設置募集を継続する。また、民間事業者との協働によるフリーWiFiの環境整備を進める。(平成26年度以降:整備促進)

### i 公共インフラの管理分野におけるスマート化

点検・診断分野における技術は発展途上であるが、今後、点検ロボットやセンサー等、国や民間等による新たな技術開発の状況を注視しながら、新技術導入を検討する。

### i ICTの活用による産業振興

「神奈川版オープンイノベーション」や産学公ネットワークの活用により、 成長分野を中心にものづくり中小企業やICT関連企業が参加する共同研究開 発を促進する。

併せて、セミナーやマッチング会等、ものづくり中小企業が求めるニーズを ICT関連企業に発信する機会を提供する。

また、中小企業のICTの活用状況等を把握し、その結果をICT関連企業に提供することで、様々な産業の分野におけるICTの活用促進を図る。

### (イ) 行政サービスのICT化の拡充

県民等利用者の視点に立ちつつ、行政内での費用対効果の視点も持ちながら、 最新のICTの活用により、利用者の利便性の向上と行政運営の効率化、行政の 透明性の向上を目指す。

### a 行政手続の電子化の拡充

マルチペイメントネットワーク (注4) (ペイジー(Pay-easy)) を利用したインターネットバンキングやATMによる県税の電子納税を導入し、納税者利便の向上、県税の増収(平成27年度以降見込み額:年間約5.8億円)及び事務の効率化を目指す。(平成27年4月:実施)

(注4)税金・各種の料金などの収納を行う公共団体・収納企業と、各種金融機関とを繋ぐネットワーク。 「いつでも・どこでも・かんたんに」支払いなどを行える体制を整えることを目的に構築された。

### b オープンガバメントの導入

平成26年度は、オープンガバメント導入のモデルとして「旧東海道」をテーマとしたコンテンツを公開し、それらを活用したソフトウェアを募集し、そこで得たノウハウにより、平成27年度以降他のオープンガバメントを更に展開していく。また、併せて、県の情報発信戦略の見直しを進める。

### c 社会保障・税番号制度の導入

社会保障・税番号制度の導入に適切に対応するとともに、将来的には、番号制度を利用して事務の効率化とサービス向上に努める。

### (ウ) スマート県庁の実現

最新技術を活用して県庁全体の情報化を推進するとともに、職員の意識改革等を図ることで、県庁の業務を抜本的に見直す。業務の効率化により生産性を高め、 県民サービスの向上につなげるとともに、大胆な経費削減に取り組む。

a BPR (注5)の推進によるコスト削減と仕事の効率化

(注5) ビジネス・プロセス・リエンジニアリングの略。組織の目標を達成するために、既存の業務内容や 業務フロー、組織構造やルールを見直し、再設計すること。

### ・ 業務プロセスの見える化

平成26年度は費用対効果の観点から、出先機関で実施する業務のうち担当 職員等の多い業務についてサンプリング調査を行い、その結果を踏まえて全 庁で共通する業務の見直しの方向性を検討していく。

### ・ タブレット型端末の導入

平成26年度は、出先の現場対応業務、本庁所属のグループリーダー以上の 職員等に約1,600台を配付する。平成27年度は、その導入効果の検証と導入拡 大の検討を行う。平成28年度以降は、全職員への配付拡大を検討する。

また、企業庁では、平成26年度に県営水道の管路情報システムにおいて、 タブレット型端末を利用して現場作業の効率化を図る。

### ・ 大型ディスプレイの導入

各局長室等に大型ディスプレイと共通利用パソコンを設置することにより、 その場での資料修正を可能にし、情報共有による意思決定のスピードアップ を図る。

### ・ スマート会議支援システムの導入

外部有識者の会議運営を効率化するため、タブレット型端末を活用したペーパーレス会議と議事録作成を支援する「スマート会議支援システム」を導入する。

- ・ グループウェア等業務支援ツールの改善 幹部職員をはじめとした職員の意識改革を進め、業務の進め方を見直し、 それに適したグループウェアシステム等の改善に向けた検討を行う。
- ・ ペーパーレス化の推進 取組みを進めた結果として、本庁所属を中心に徹底的なペーパーレス化を 図る。(本庁の紙購入量の削減目標:平成26年度 3割削減(平成24年度比))

### b 情報システムの見直し

・ システムの事後評価

稼動しているシステムについて、毎年度、運用経費の棚卸しを実施し、システムの目的や効果の達成度を評価する。

・ <u>クラウドコンピューティング (注6)</u>の推進 クラウドファーストの概念のもと、システムの更新や新規導入の際には、 まず第一にクラウドコンピューティングの採用を検討する。

(注6) データやソフトウェアなどを、ネットワーク、特にインターネットを通じてサービスの形で、必要に応じて利用する形態。

・ コンピュータセンターの外部移転

外部データセンターへ移転することにより、大規模地震の発生に備えるとともに、仮想化技術の採用によりサーバ台数を削減することにより、平成28年度以降、毎年度約1.8億円の削減効果を目指す。

・ 管理事務トータルシステムの見直し

会計管理、人事給与など管理事務トータルシステム関連事業について、業務を含めた事務執行体制を大幅に変え、管理事務全体のコストを削減する。

(平成29年度~:削減見込み額 毎年度約4.5億円)

### c 通信サービスの見直し

これまで個々の庁舎管理者等が予算を確保し、契約していた固定電話回線、 携帯電話回線を、平成26年度から全庁で一括契約を行うことを基本とし、経費 の削減を図る。

また、各室課所で行っている執行業務も一本化することで業務の負担軽減を図る。

## 主な三事業の費用対効果【試算】

計画期間(平成26~30年度)における推移

(単位:百万円)

		H26	H27	H28	H29	H30	5年間計
投	資額 (A)	1,220	1,233	896	0	0	3,349
	電子納税	150					150
	管理事務トータルシステム	877	1,145	896			2,918
	コンピュータセンター外部移転	193	88				281
效	]果額 (B)	0	580	761	1,214	1,214	3,769
	電子納税		580	580	580	580	2,320
	管理事務トータルシステム				453	453	906
	コンピュータセンター外部移転			181	181	181	543
差	· 引額 (B-A)	1,220	653	135	1,214	1,214	420

1. 県税の電子納付による増収効果

投資額 平成26年度 約1億5千万円

增収額 平成27年度以降 約5億8千万円(年間)

2. 管理事務トータルシステムの見直しに係る人件費を含むトータルコストの節減

投資額 平成24~28年度 約30億1千万円(見込額含む)

節減額 平成29年度以降 約4億5千万円(年間)

投資額を約7年で回収

3. コンピュータセンター外部移転に伴う運用経費の節減

投資額 平成24~27年度 約3億4千万円(見込額含む)

節減額 平成28年度以降 約1億8千万円(年間)

投資額を約2年で回収

- 1 現時点で算定可能な三つの取組みについて、試算したものである。
- 2 この他に、庁内既存システムの全体最適化、タブレット型端末の導入による業務効率 化、ペーパーレス化による紙の削減、通信サービスの見直し等による経費削減を図って いく。今後、システムの事後評価等を通じて、人件費も含めた総費用額の観点から費用 対効果の検証を行う。

## 進行管理(行動計画に基づくICTガバナンス)

### 1 工程表

中項目   No	工程				
1 住宅向けエネルギー管理システム   撮影の実施   2 事業所向けエネルギー管理システム   撮影の実施   2 事業所向けエネルギー管理システム   日 E M S 制即	H29 H30				
2 事業所向けエネルギー管理システム   日 M 3 4					
日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本					
日本					
PM2.5に関するメール配信等による情報   検討開始   検討機					
# 進進					
6 鳥獣被害対策に関する情報共有					
10					
防災のスマート化   8					
9 映像音声システムの再整備 10 災害情報管理システムの再整備 21 観光のスマート化 21 観光情報の発信力等の強化 農産物等の生産性を高める取組み 13 I C T を活用した生産技術の開発、農家への導入・普及の導入・普及の電子データによる森林所有者等への情報 提供 2 安全・安心な農林水産物の生産・提供に向けた取組み 15 タブレット型端末を活用した森林計画図等 の電子データによる森林所有者等への情報 接対 2 マインット型端末を活用した窓畜伝染病対策 第 4 4 5 5 5 5 5 6 5 7 5 7 5 7 5 7 5 7 5 7 5 7					
報光のスマート化	稼動開始				
観光のスマート化   11   W1 F1 境境整備の促進   実施   実施   実施	システム改修 稼動				
2 観光情報の発信力等の強化					
13					
13 の導入・普及					
14 タブレット型端末を活用した普及指導活動 検討 タブレット型端末を利用した森林計画図等 位組みの を対 は行 実施 接討 安全・安心な農林水産物の生産・提供に向けた取組み タブレット型端末を活用した家畜伝染病対策 タブレット型端末を活用した家畜伝染病対策 ポート 第 家畜伝染病対応用防疫マップの整備 関査・分析 経動 対ッシュ型情報配信システムによる海沢情 検討開始 検討後、スウジュール決定 報等の提供 検討開始 検討後、スウジュール決定					
15 の電子データによる森林所有者等への情報 検討 安全・安心な農林水産物の生産・提供に向けた取組み タブレット型端末を活用した家畜伝染病対					
16     タブレット型端末を活用した家畜伝染病対策     導入       17     タブレット型端末を活用した農作物被害対策     は行実施検討       18     家畜伝染病対応用防疫マップの整備     調査・分析 稼動       19     ブッシュ型情報配信システムによる海沢情報等の提供     検討博治 検討機次 スクジュール決定					
### 16					
17   東計   大き   大き   大き   大き   大き   大き   大き   大					
19					
報等の提供					
<b>一种相互</b>					
20 山地災害現場から写真や調査データを送信 は行 実施 試行 実施 するための衛星携帯電話等の配備					
スマート医療&スマートヘルス 21 神奈川マイカルテプロジェクトの推進 大阪 とッグデータの分析					
22 ICTを活用した救急医療の見直し ポータファムを (株・水子) (試 行運用会社) (不可能) (不可能) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語					
健康情報プ    ラットフォー   ムの機数   しの機数   しの機能   しの機能   しゅうしゅう   しゅっしゅう   しゅっしゅっしゅう   しゅっしゅっしゅう   しゅっしゅっしゅっしゅっしゅっしゅっしゅっしゅっしゅっしゅっしゅっしゅっしゅっし	ムの運用				
24       治験の迅速化に向けたICTの活用       モデル事 検討後、スクジュール決定					
教育のスマート化 25 (県立高等学校) 分かりやすい授業の実現や協働学習の充実 (モデル校)	(スーパースクール)				
(特別支援学校) 障害に応じた学習の支援や新たな能力の開 発・就労職域の拡大					
(					

工程 H27 H28	H29 H30	
		2
		>
討後、スケジュール決定		
		,
		>
		>
分析		
用		
<b>I</b> 用		
順用		<u> </u>
開		>
<b>開発</b> 導入		>
攻修 導入 シス	テムごとに時期は検討	) 
I	l I	
入検証・導入拡大検討 【28年度以	         日本職員配付の検討	>
		>
		>
		>
全面移行		
運用		>
運用		>
運用		>
1発	運用	>
1発	運用	
	運用	>
	用 開	用

## 2 予算(案)

			取組名	平成26年度 予算(				
大項目	中項目	No	小項目及び取組み	細々事業名	金額 (単位:千円)			
第 1 章	エネルギーのスマート化	1	住宅向けエネルギー管理システム	住宅用スマートエネルギー設備導入 費補助	93,000			
ス		2	事業所向けエネルギー管理システム	中小規模事業者省工ネ機器等導入費 補助	39,000			
マト		3	生活支援サービス等提供実証	地域課題対応型 E M S サービス実証 事業費	16,000			
神奈川				地域課題対応型 E M S サービス実証 事業費交付金	1,000			
がの推進	防災のスマート化	8	災害対策本部会議等のペーパーレス化	災害対策映像システム運営費	420			
進	観光のスマート化	12	観光情報の発信力等の強化	観光プロモーション推進事業費補助	32,214			
	農林水産業のスマート化	16	タブレット型端末を活用した家畜伝染病対策	取組No.40のタブレット型端末を活用				
	スマート医療&スマートへ ルスケア	21	 神奈川マイカルテプロジェクトの推進 	かながわマイカルテ検討事業費	6,000			
			ICTを活用した救急医療の見直し	救急医療情報システム改修事業費	121,328			
		23	CHO構想	CHO構想推進事業費	32,000			
		24	治験の迅速化に向けたICTの活用	ライフイノベーション推進事業費	10,000			
	教育のスマート化		(県立高等学校) 分かりやすい授業の実現や協働学習の充実	普通教室等情報機器整備費	4,870			
			(特別支援学校) 障害に応じた学習の支援や新たな能力の開発・就 労職域の拡大	特別支援学校情報機器整備費等	11,360			
			(校務関係) ベテラン教員の知識の継承や教員の業務負担解消	校務パソコン整備費	91,948			
	ICTの活用による産業振 興			技術連携・事業化等コーディネート 事業費	4,850			
		30 31	ものづくり企業とICT企業との連携強化	技術支援移転費	4,938			
				新産業分野重点振興費	10,638			
	小計 479,5							

			取組名	平成26年度 予算(案)				
大項目	中項目	No	小項目及び取組み	細々事業名	金額(単位:千円)			
第	行政手続の電子化の拡充		電子納税の導入		( <del>-</del>   <u>-</u>     -   -   -   -   -   -   -   -   -			
2 章			MPNによる電子納税		150,382			
行政サ			   エルタックスによる電子納税 	収納電算システム開発事業	130,302			
l Ľ		35	納税確認の電子化	電算システム開発等経費	18,223			
ス の I	オープンガバメントの導入	36	オープンガバメント導入の促進	オープンガバメント推進費	7,850			
C T 化	社会保障・税番号制度の導 入	37	中間サーバ、統合宛名システム等の導入	社会保障・税番号制度推進費	5,884			
の拡		38	既存業務システムの改修	電算システム運用費(課税課)	4,619			
充	小計				186,958			
第 3	BPRの推進によるコスト 削減と仕事の効率化		業務プロセスの見える化	業務のスマート化推進事業費	7,700			
章		40	タブレット型端末の導入	スマート県庁推進事業費	145,650			
スマー			大型ディスプレイの導入	人	145,050			
ト県庁			スマート会議支援システムの導入	スマート会議支援事業費	4,720			
の実現			県営水道の管路情報システムにおけるタブレット 型端末の導入	管路情報システムモバイルマッピン グ事業	22,238			
現	情報システムの見直し		コンピュータセンターの外部移転	コンピュータセンター外部移転事業 費	440,051			
			管理事務トータルシステムの見直し	· I				
			共通基盤システム	管理事務トータル支援システム再構 築費	104,757			
			会計管理システム	会計管理システム開発整備費	314,470			
		45	予算編成支援システム	予算編成支援システム改善費	27,481			
		45	財産管理システム	財産管理システム再構築費	10,000			
	45		統合文書処理システム	統合文書処理システム再構築費	13,000			
			人事給与システム	人事給与システム開発整備費	407,649			
	小計				1,497,716			
	合計 2							

### 9 県内米軍基地を巡る状況について

### (1) 米軍及び米軍人等による事件・事故について

### ア 平成25年の事件・事故の概要

平成25年に、県又は神奈川県基地関係県市連絡協議会(県市協)で要請を行った事件・事故は11件で、その概要は次のとおりである。

発 生 日	内容
H25. 1. 4	横須賀市内において、空母ジョージ・ワシントン乗組員の1等兵
~ 5	曹が飲酒の上、女性に痴漢行為をする事件が発生。
H25. 1.13	横須賀市内において、第7潜水艦群所属の2等兵曹が飲酒の上、 施錠していない民家に侵入する事件が発生。
H25. 1.21	横須賀市内において、空母ジョージ・ワシントン乗組員の1等水 兵が飲酒の上、民家の敷地に侵入する事件が発生。
H25. 1.21	横浜駅付近において、空母ジョージ・ワシントン乗組員の3等兵曹が飲酒の上、男性の顔面を殴打し傷害を負わせる事件が発生。
H25. 3. 7	座間市内において、米陸軍関係者の家族(少年)が、民家の物置 に放火し、物置及び住宅等を全焼させる事件が発生。
H25. 5. 5	横須賀市内において、ミサイル駆逐艦フィッツジェラルド乗組員 の1等水兵が飲酒の上、民家に侵入する事件が発生。
H25. 5.12	逗子市内において、ミサイル駆逐艦スティーザム乗組員の2等兵曹が 飲酒の上、窓ガラスを割って小学校に侵入する事件が発生。
H25. 5.28	横須賀市内のバスの中で、第7潜水艦群所属の3等兵曹が女子高校 生のスカートの中を盗撮する事件が発生。
H25. 7.13	逗子市内において、空母ジョージ・ワシントン所属の3等兵曹が飲 酒の上、女性のバッグを奪おうとしたが未遂となる事件が発生。
H25.12. 8	ミサイル駆逐艦カーティスウィルバー乗組員の3等兵曹が、東京都内から横須賀市内までタクシーに乗車し、運賃等を支払わずに逃げる事件が発生。
H25.12.16	三浦市内において、米海軍第5空母航空団所属のヘリコプターが 不時着する事故が発生。

### イ 犯罪検挙件数、事故件数の推移

(単位:件)

					(12-11)
	21年 22年		23年	24年	25年
犯罪検挙件数	28 (12)	16 (9)	23 (17)	23 (12)	23 (16)
交通事故件数	64 (52)	68 (45)	69 (53)	62 (41)	74 (47)
航空機事故件数	1	2	2	1	1
その他の事故件数	1	0	0	0	0

- 注1 ( )内は、軍人によるもので内数。交通事故件数は人身事故の件数。
- 注2 犯罪検挙件数及び交通事故件数は、神奈川県警察本部調べ。
- 注3 航空機事故及びその他の事故は、県内で発生した事故で、県が把握している事故を記載。

### ウ 再発防止に向けた県の取組み

事件・事故が発生した際には、必要に応じ県・県市協で原因の徹底究明や再発防止策の構築等を国や米側に要請するほか、事件・事故の未然防止に向けた関係機関による会議での話し合いや、横須賀基地周辺において地域住民が行っている夜間巡回パトロールに国・横須賀市・米軍等とともに参加するなどしている。引き続き、県民の安全・安心の確保に向けて取り組んでいく。

### (2) 米海軍航空機からの部品落下について

### ア 概要

平成26年1月9日、米海軍第5空母航空団所属のFA18Eスーパーホーネットが飛行中に綾瀬市内にブレーキシステムの部品を落下させた。落下した部品は、車両等に損傷を与えたが、人的被害はなかった。

### イ 県の対応

知事が会長を務める県市協では、平成26年1月10日に、外務大臣、防衛大臣、在日米海軍司令官、厚木航空施設司令官に、原因を早急に究明し、実効性のある再発防止策を確立すること、また、これらについて速やかに公表するとともに、安全性が確認されるまでは、同機種の飛行を中止することなどを要請した。

また、平成26年1月21日に行われた「神奈川県・米陸海軍意見交換会」において、知事から在日米海軍司令官に、原因究明及び再発防止に取り組むよう改めて要請した。

### (3) 横須賀港への原子力軍艦の寄港状況と放射能調査結果について

### ア 原子力軍艦の寄港状況(平成25年1月1日~12月31日)

通算 回数 S41 ~	艦名	種類	排水量 ( t )	寄港期間	寄港 日数 (日)
(866)	ジョージ・ワシントン	空母	102,000	(H24.11.20) ~H25.6.21	172
867	サンフランシスコ	潜水艦	6,082	H25. 1. 2~ 1. 8	7
868	アルバカーキ	潜水艦	6,082	H25. 2.13~ 2.19	7
869	ブレマートン	潜水艦	6,082	H25. 3. 8~ 3.14	7
870	アッシュヴィル	潜水艦	6,082	H25. 4.16~ 4.22	7
871	シャイアン	潜水艦	6,082	H25. 5.24~ 5.31	8
872	ジョージ・ワシントン	空母	102,000	H25. 6.25~ 6.26	2
873	アッシュヴィル	潜水艦	6,082	H25. 7.24~ 7.30	7
874	サンタフェ	潜水艦	6,082	H25. 8. 8~ 8.15	8
875	ジョージ・ワシントン	空母	102,000	H25. 8.23~ 8.24	2
876	ジョージ・ワシントン	空母	102,000	H25. 8.24~ 9.13	21
877	シャルロット	潜水艦	6,082	H25. 9.12~ 9.17	6

通算 回数 S41 ~	<b>舟監</b>	名	種	類	排水量 ( t )	寄	港斯	]間	寄港 日数 (日)
878	ハンプトン		潜기	と艦	6,082	H25.	9.24~	9.30	7
879	ハンプトン		潜기	K艦	6,082	ŀ	125.10.	7	1
880	ジョージ・ワ	シントン	空	母	102,000	H25.1	12. 5~	寄港中	27
881	シティー オブ コーパスクリスティー		潜水	く艦	6,082		12.23 <i>~</i> 5.1.19		9

入港回数:16回 実日数:250日 延日数:298日

(昨年の状況 入港回数:19回 実日数:259日 延日数:298日)

### イ 放射能調査結果

横須賀港の環境放射線については、国・県・市が連携し、10基のモニタリングポストによる24時間監視のほか、寄港中はモニタリングボートによる原子力軍艦周辺海域の放射能測定、海水試料や海底土試料の採取及び分析調査、モニタリングカーによる陸上の放射能測定を行い、原子力軍艦による異常事態の発生を早期に検知するようにしている。

これらの調査の結果、異常は認められていない。なお、調査結果については、インターネットで情報提供しているほか、原子力軍艦の寄港中は、毎日、調査結果を発表し、情報の開示を 行っている。

【参考】各測定装置による放射能測定値の最大値(平成25年1月1日~12月31日)

モニタリングポスト			モニタリン	モニタリングカー		
	(水中)	(水中) (空間)		(空間)	(空間)	
	52cps 263nGy/h		20cps	24nGy/h	75nGy/h	

- 注 1 cpsとは 1 秒間あたりの放射線測定数。nGy/hとは、 1 時間あたりの物質に吸収された放射線のエネルギーの量。 (警報値は、水中50cps、空間100nGy/h)
- 注2 モニタリングポストの水中の最大値52cpsについては、平成25年3月14日8時30分の測定値で、 その原因は降雨等によるものである(大気中の天然の放射性物質が雨水に取り込まれ、雨水と 一緒に地上表面へ降下するため)。
- 注3 モニタリングポストの空間の最大値263nGy/hについては、平成25年12月25日 9 時38分から同日12時 6 分までの測定値で、その原因は同時間帯にポスト周辺で行われた非破壊検査(機械部品や構造物の内部の傷や劣化を検出するため放射線を使用する場合がある)の影響によるものである。

### ウ 県の取組み

引き続き、国が実施するモニタリング調査に協力するとともに、日米両国政府に、さらなる安全航行確認体制や防災対策の強化を求めていく。

### (4) 原子力空母ジョージ・ワシントンの交替について

### ア 概要

原子力空母ジョージ・ワシントンの交替について、外務省から平成26年1月15日に通報があり、1月23日に説明があった。

### (ア) 平成26年1月15日の通報要旨

- ・ 空母ジョージ・ワシントンは、平成27年後半に同型艦である空母ロナルド・レーガンと 交替する予定である。
- · 今回の交替に当たっては、港の施設を変更する必要はない。
- ・ 空母艦載機は、引き続き、第5空母航空団が配備される。
- 空母の乗組員をはじめとする関係する米軍人の人数に大きな変動はない。

### (イ) 平成26年1月23日の説明要旨

- ・ 米国の原子力軍艦の安全性に関する誓約は、空母ロナルド・レーガンにも適用される。
- ・ 空母交替に伴い、米軍の部隊の訓練などに変更がないかは、可能な限り、関係地方公共 団体に情報提供していく。
- 岩国飛行場への空母艦載機の移駐は、政府として可能な限り早期かつ着実に進めていく。

### イ 県の対応

平成26年1月23日に、県民がより安心できるよう、引き続き、情報の提供、安全航行確認体制や防災対策等の確実な実施、騒音被害の軽減に向けた一日でも早い空母艦載機の移駐の実現を求めた。

#### (5) 第2回 神奈川県・米陸海軍意見交換会について

平成26年1月21日、知事と在日米陸軍司令官、在日米海軍司令官による第2回意見交換会を開催し、医療分野の交流や県内観光などについて意見交換を行った。

また、こうした意見交換会を重ねていくことは、さらなる信頼関係や協力関係を醸成し、事件や事故の際でも、率直な意見や情報を交換できる体制につながることを確認した。

今後とも年1回程度を目途に意見交換会を開催し、幅広い分野で県と米軍との連携を推進していく。